

平成29年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成29年4月21日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定について…………… 1</p> <p>議案第2号 平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択（道徳以外）に関する基本方針について 平成30年度使用新潟市立小学校用道徳教科用図書採択に関する基本方針について 平成30年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について 平成30年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 2</p> <p>議案第3号 平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 4</p> <p>議案第4号 平成30年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 5</p> <p>議案第5号 平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 6</p> <p>議案第6号 第32期新潟市社会教育委員の委嘱について…………… 7</p> <p>議案第7号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に係る教育長代理について…………… 10</p> <p>第3 次回日程</p> <p>5月定例会 平成29年 5月26日（金）午後3時30分</p> <p>6月定例会 平成29年 6月27日（火）午後3時30分</p> <p>第4 閉会</p>

平成29年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第1号

「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定について

「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成29年4月21日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

「市立幼稚園の今後の方向性～果たすべき役割と再編の方針～」の策定について

2月20日から実施したパブリックコメントの結果を報告するとともに、それを受けて原案を一部修正した市立幼稚園にかかる再編方針を定めるもの。

議案第 2 号

平成 3 0 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択（道徳以外）に関する基本方針について

平成 3 0 年度使用新潟市立小学校用道徳教科用図書採択に関する基本方針について

平成 3 0 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

平成 3 0 年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について

平成 3 0 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択（道徳以外）に関する基本方針・平成 3 0 年度使用新潟市立小学校用道徳教科用図書採択に関する基本方針・平成 3 0 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針・平成 3 0 年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について（道徳科以外）

- 1 平成30年度使用小学校の教科用図書は，平成29年度と同一の教科用図書を採択する。

平成30年度使用新潟市立小学校用道徳科教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 平成30年度使用小学校学校の道徳科教科用図書の採択を行う。
- 2 教科用図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。），関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 教科用図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 教科用図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会が決定する。

平成30年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 平成30年度使用中学校の教科用図書は，平成29年度と同一の教科用図書を採択する。

平成30年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 平成30年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。），関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会が決定する。

議案第 3 号

平成 3 0 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

平成 3 0 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたため議決を求める。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

平成 3 0 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 平成 3 0 年度使用高志中等教育学校前期課程の教科用図書は、平成 2 9 年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第4号

平成30年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

平成30年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおり
としたいため議決を求める。

平成29年4月21日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

平成30年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 市立高等学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

議案第 5 号

平成 30 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

平成 30 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 4 月 21 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

平成 30 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、学校が教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 市立高志中等教育学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

議案第6号

第32期新潟市社会教育委員の委嘱について

第32期新潟市社会教育委員を，次のとおりとしたいため議決を求める。

平成29年4月21日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

第32期新潟市社会教育委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第32期 新潟市社会教育委員名簿

任期 平成28年5月2日から
平成30年5月1日まで

新たに委嘱する委員 伊比 宗宏 (新通小学校長)
(旧) 齊川 豊 (前牡丹山小学校長)
(任期：平成29年4月21日から平成30年5月1日まで)

氏名	所属・職名等	区分	就任年 委員年数
いび むねひろ 伊比 宗宏	新潟市立新通小学校長	学校教育の関係者	平成29年
たむら ゆういち 田村 祐一	新潟市立光晴中学校長		平成28年 1年
かんばやし 神林 むつみ	新潟市立中央図書館協議会委員	社会教育の関係者	平成26年 3年
つるまき きよみ 鶴巻 清美	新潟市立西川中学校 地域教育コーディネーター		平成26年 3年
ほんま りえ 本間 莉恵	みらいず works 副代表理事		平成26年 3年
よこさか ゆきこ 横坂 幸子	新潟市坂井輪地区公民館 運営審議会委員		平成28年 1年
なぐも やすこ 南雲 保子	新潟市小中学校PTA連合会 副会長	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	平成28年 1年
おがわ たかし 小川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授	学識経験のある者	平成26年 3年
くもお しゅう 雲尾 周	新潟大学教職大学院教育学研究科 准教授		平成22年 7年
い い あきお 伊井 昭夫	公募委員	市内に住所を有するもの	平成28年 1年
わたなべ よしお 渡邊 喜夫	公募委員		平成28年 1年

【参考】

新潟市社会教育委員に関する条例

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32期 新潟市社会教育委員名簿（旧）

任期 平成28年5月2日から
平成30年5月1日まで

氏名	所属・職名等	区分	就任年 委員年数
さいかわ ゆたか 齊川 豊	新潟市立牡丹山小学校長	学校教育の関係者	平成24年 5年
たむら ゆういち 田村 祐一	新潟市立光晴中学校長		平成28年 1年
かんばやし 神林 むつみ	新潟市立中央図書館協議会委員	社会教育の関係者	平成26年 3年
つるまき きよみ 鶴巻 清美	新潟市立西川中学校 地域教育コーディネーター		平成26年 3年
ほんま りえ 本間 莉恵	みらいず works 副代表理事		平成26年 3年
よこさか ゆきこ 横坂 幸子	新潟市坂井輪地区公民館 運営審議会委員		平成28年 1年
なぐも やすこ 南雲 保子	新潟市小中学校PTA連合会 副会長	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	平成28年 1年
おがわ たかし 小川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授	学識経験のある者	平成26年 3年
くもお しゅう 雲尾 周	新潟大学教職大学院教育学研究科 准教授		平成22年 7年
い い あきお 伊井 昭夫	公募委員	市内に住所を有するもの	平成28年 1年
わたなべ よしお 渡邊 喜夫	公募委員		平成28年 1年

議案第7号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則に係る教育長代理について

平成29年3月教育委員会定例会で採択した新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を，教育長代理により訂正したため，それを報告し議決を求める。

平成29年4月21日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

1 概要

平成29年3月教育委員会定例会「議案第30号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の制定について」の議案資料の一部に誤植があり、規則案文に誤りがあることが、定例会後に判明しました。

教育委員会規則の制定は、教育委員会の付議事項（新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則（以下「規則」という。）第2条第15号）ですが、会議を開く暇がなく、規則第3条第2項の規定に基づき、教育長代理により規則の誤りを訂正しました。

そのため、規則第3条第3項の規定によりそのことを報告し、承認を求めるものです。

2 正誤表

議案第30号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の制定について

該当条項	誤	正
第16条 第3項	(2) 当該年度の中途において、新潟市臨時教育職員に関する規則() <u>第 条</u> に規定する職員(以下「22条職員」という。)から引き続き職員となった者22条職員としての任用期間中における年次有給休暇の残日数	(2) 当該年度の中途において、新潟市臨時教育職員に関する規則() <u>第2条第1号</u> に規定する職員(以下「22条職員」という。)から引き続き職員となった者22条職員としての任用期間中における年次有給休暇の残日数
別表第1	<u>(第9条関係)</u>	<u>(第16条関係)</u>
別表第2	<u>(第12条関係)</u>	<u>(第20条, 第21条関係)</u>

3 規則の施行日 平成29年4月1日

(参考)

- 新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (15) 委員会規則その他委員会の定める規程（以下「規則等」という。）の制定及び改廃をすること。

(代理)

第3条 教育長は、次に掲げる事務を代理することができる。

- (1) 職員（次に掲げる職に係る職員を除く。）の任免を行うこと。

ア～ウ 略

- (2) 職員の分限を行うこと。

- (3) 軽易な規則等の改正を行うこと。

2 前項に規定する場合のほか、教育長は、緊急を要し委員会の会議を開く暇がないときは、前条各号に掲げる事項を代理することができる。

3 教育長は、前項の規定により代理した場合は、次の委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 30 日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第 2 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は，新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 29 年新潟市条例第 50 号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(1 日の勤務時間の割振り)

第 2 条 教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項に規定する勤務時間の割振りは，午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし，その場合の休憩時間は，午後 0 時から午後 1 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず，公務の必要によりこれにより難しい場合及び職員の健康又は福祉に重大な影響を及ぼす場合は，新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）は，別に勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 3 条 委員会は，教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 4 条第 2 項本文の定めるところに従い週休日（教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には，勤務日（教育職員勤務時間条例第 3 条において準用する勤務時間条例第 5 条に規定する勤務日をいう。次項，次条及び第 9 条において同じ。）が引き続き 12 日を超えないようにし，かつ，1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 3

0分を超えないようにしなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第4条 前2条の規定は、育児短時間勤務職員等については、適用しない。

(休憩時間の特例)

第5条 教育職員勤務時間条例第4条において準用する勤務時間条例第6条第2項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 労働基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第112号)による改正前の労働基準法第34条第2項ただし書の規定による許可を受けている場合

(2) その他業務を円滑に遂行するために休憩時間を一斉に与えない必要がある場合

2 委員会は、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(週休日の振替等)

第6条 教育職員勤務時間条例第3条において読み替えて準用する勤務時間条例第5条(以下この条において「条例第5条」という。)の教育委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間後の日までの期間とする。

2 条例第5条の教育委員会規則で定める勤務時間は、おおむね4時間とする。

3 委員会は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下

「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(教育職員勤務時間第3条において準用する勤務時間条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 4 委員会は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(宿日直勤務)

第7条 教育職員勤務時間条例第5条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条第1項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

- 2 委員会は、教育職員勤務時間条例第8条において準用する勤務時間条例第9条に規定する休日(以下単に「休日」という。)の正規の勤務時間(教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)において、職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第8条 委員会は、職員に前条第1項に規定する勤務を命じる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第9条 教育職員勤務時間条例第5条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条第1項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、同項本文に規定する勤務を命じようとする時間帯に当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

- 2 教育職員勤務時間条例第5条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条第2項

ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で育児短時間勤務職員等に同項本文に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第10条 教育職員勤務時間条例第6条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条の2第1項の教育委員会規則で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員を同法第6条の4第2項の規定による養育里親として、同法第27条第1項第3号の規定により当該職員に委託されている者とする。

2 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ教育職員勤務時間条例第6条において準用する勤務時間条例第8条の2第1項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）を行うものとする。

3 教育職員勤務時間条例第6条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づく日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（その事業等を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送

るため赴く職員とする。

4 早出遅出勤務の請求があった場合においては、委員会は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 委員会は、早出遅出勤務の措置の実施に当たっては、当該早出遅出勤務の始業及び終業の時刻は、午前7時から午後10時までの間に設定するものとする。

6 委員会は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

7 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

8 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

9 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第7項各号に掲げる事由が生じた旨を委員会に届け出なければならない。

10 第6項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第11条 教育職員勤務時間条例第7条において読み替えて準用する勤務時間条例第8条の3第1項の教育委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。
- 2 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第1項の規定による請求（以下「深夜勤務の制限の請求」という。）を行うものとする。
 - 3 深夜勤務の制限の請求があった場合においては、委員会は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、委員会は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
 - 4 委員会は、深夜勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
 - 5 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第1項各号に規定する者に該当することとなった場合
- 6 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 7 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を委員会に届け出なければならない。
- 8 第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

- 第12条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。
- 2 時間外勤務の制限の請求があった場合においては、委員会は、教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 3 委員会は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、教育職員勤務時間条例第7条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、

当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 委員会は、時間外勤務の制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

6 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

7 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が、教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、教育職員勤務時間条例第5条において準用する勤務時間条例第8条の3第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

8 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第6項各号に掲げる事由が生じた旨を委員会に届け出なければならない。

9 第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 前3条の規定(第10条第1項, 第11条第1項及び第5項第4号並びに前条第7項第1号及び第2号を除く。)は, 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において, 第10条第2項中「教育職員勤務時間条例第6条において準用する勤務時間条例第8条の2第1項」とあるのは「教育職員勤務時間条例第6条において準用する勤務時間条例第8条の2第2項」と, 同条第7項第1号及び第3号, 第11条第5項第1号及び第3号並びに前条第6項第1号及び第3号中「子」とあるのは「要介護者」と, 第10条第7項第2号, 第11条第5項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と, 同条第7項中「次の各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

(休日の特例)

第14条 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第9条の教育委員会規則で定める日は, 週休日に当たる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)の直後の正規の勤務日(当該勤務日が祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。)に当たるときは, 当該祝日法による休日又は年末年始の休日の直後の正規の勤務日)とする。

(代休日の指定)

第15条 教育職員勤務時間条例第8条において準用する勤務時間条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は, 勤務することを命じた休日を起算日とする12週間後の日までの期間内にあり, かつ, 当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務

時間が割り振られた勤務日等について行わなければならない。

- 2 委員会は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、委員会が定める。

(年次有給休暇の日数)

第16条 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)又は育児短時間勤務職員等であって1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの(以下「同一勤務型職員」という。) 20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のもの 155時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日数に換算して得た日数

- 2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退

職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 教育職員勤務時間条例第8条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となった者（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）その者の採用の月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年度の中途において、新潟市臨時教育職員に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第6号）第2条第1号に規定する職員（以下「22条職員」という。）から引き続き職員となった者 22条職員としての任用期間中における年次有給休暇の残日数

(3) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

4 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1

項第3号の教育委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

5 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 当該年度の前年度において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「派遣職員」という。)であった者であって引き続き当該年度に職務に復帰したもの

(2) 当該年度の前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの

(3) 当該年度の前年度において職員であった者であって引き続き当該年度に地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等になり引き続き再び職員となったもの

6 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第12条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

7 第3項第3号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、委員会が別に定める日数とする。

第17条 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形

態」という。)の変更がなされるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数に、教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とする。ただし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数を下回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合でこの条の規定により算定した年次有給休暇の日数が当該変更後の勤務形態を始める日の前日までに有していた年次有給休暇の日数を上回るときは当該変更後の勤務形態を始める日の前日に有していた年次有給休暇の日数とする。

(1) 当該年度の初日に当該変更後の勤務形態を始めた場合 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数

(2) 当該年度の初日において再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員であった者が、当該年度の初日後に1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「同一型育児短時間勤務」という。）又は同一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不同一型育児短時間勤務」という。）を始める場合 20日（当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合は、20日から当該上回る日数を減じて得た日数）

(3) 当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合（前号に掲げる場合を除く。） 第1号の日数（当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた場合は、当該変更前の勤務形態を始めた日において前号又はこの号の規定により算定した日

数) から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数が、当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数を上回る場合の当該上回る日数を減じて得た日数に、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数がある場合はこれを四捨五入して得た日数)

ア 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする同一型育児短時間勤務を始める場合、勤務時間の時間数が同一である再任用短時間勤務(以下この条において「同一型再任用短時間勤務」という。)をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が同一型育児短時間勤務若しくは同一型短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。イにおいて同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

イ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が不同一型育児短時間勤務を始める場合、同一型再任用短時間勤務以外の再任用短時間勤務(以下この条において「不同一型再任用短時間勤務」という。)をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不同一型再任用短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不同一型育児短時間勤務若しくは育児休業法17条の規定による短時間勤務のうち同一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

ウ 同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不同一型育児短時間勤務を始める場合又は同一型再任用短時間勤務をしている職員が引き続いて不同一型再任用

短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

エ 不同一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて同一型育児短時間勤務を始める場合又は不同一型再任用短時間勤務をしている職員が引き続いて同一型再任用短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(年次有給休暇の単位等)

第18条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、1日又は1時間とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 第1項本文の規定による半日を単位とする年次有給休暇は、2回をもって1日に、同項本文の規定による1時間を単位とする年次有給休暇は、8時間をもって1日に、4時間をもって半日に換算する。

4 第1項ただし書及び第2項の規定による1時間を単位とする年次有給休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1) 育児短時間勤務職員等(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態によって勤務する職員に限る。) 次に掲げる規定による勤務の形態の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等(前号に掲げる職員を除く。)

で同一勤務型職員であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）

（3） 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等（第1号に掲げる職員を除く。）で同一勤務型職員以外のもの 8時間

（療養休暇）

第19条 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第13条の規定により取得できる療養休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期間とする。

2 療養休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 療養休暇の承認を受けた者が勤務できるまでにその健康を回復したときは、速やかに、勤務できる旨を証明した医師の診断書を添えて委員会に出勤を届け出なければならぬ。

（特別休暇）

第20条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

（1） 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（2） 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（3） 出産の場合 出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間

（4） 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合

妊娠満 2 3 週までは 4 週間に 1 回，妊娠満 2 4 週から満 3 5 週までは 2 週間に 1 回，妊娠満 3 6 週から出産までは 1 週間に 1 回，産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には，いずれの期間についてもその指示された回数）について，それぞれ，1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間

(5) 妊娠中の女性職員が通勤に交通機関を利用する場合で，その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる期間

(6) 妊娠に起因するつわり，浮腫，たんぱく尿，高血圧症，静脈瘤（りゅう）その他これらに類する症状により就業が著しく困難な場合 一の妊娠の期間内において，1 0 日未満の範囲内でその都度必要とする期間

(7) 生理日の就業が著しく困難な場合 連続する 2 日以内で必要とする期間

(8) 生後 1 年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間（男性職員にあっては，その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され，又は労働基準法第 6 7 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，1 日 2 回それぞれ 3 0 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（1 日に割り振られた正規の勤務時間が 4 時間以内の場合は，1 日 1 回 3 0 分以内の期間）

(9) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い，又は配偶者，父母，子及び兄弟姉妹以外の者に，骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で，当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(10) 職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専

ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて委員会が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国、地方公共団体、地域コミュニティ協議会その他公益的活動を行う団体が主催し、後援し、又は協賛する事業を支援する活動

(11) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過するまでの間における原則として連続する5日の範囲内の期間

(12) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における2日の範囲内の期間

(13) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(15) 教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護を行う職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(16) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(17) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後委員会が別に定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合1日の範囲内の期間

(18) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の7月から9月までの期間（業務上やむを得ないと委員会が認める職員にあっては、委員会が別に定める期間）内における、原則として連続する5日の範囲内の期間

(19) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められるとき

7日の範囲内の期間

(20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(21) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(22) 勤続年数が20年又は30年となる職員が、心身のリフレッシュを図る場合 当該年数を満了する日の属する年度の翌年度において連続する3日の範囲内の期間

2 前項第3号に掲げる休暇について、産前又は産後の休暇を併せて2週間を超えない範囲内において延長することができる。

3 第1項第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のものの当該休暇の単位は、1時間とする。

4 第1項の期間の計算については、同項第18号及び第22号に規定する場合を除き、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等の同項第6号、第10号から第15号まで及び第18号の特別休暇の期間は、次の各号に掲げる日数の範囲内の期間とする。この場合において、同項第6号及び第10号から第15号までの特別休暇の期間については、その期間中に週休日、休日及び代休日を含むものとする。

(1) 同一勤務型職員 5日（第1項第6号の特別休暇の期間については10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日）にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

(2) 同一勤務型職員以外の職員 5日（第1項第6号の特別休暇の期間については

10日、同項第12号の特別休暇の期間については2日)に7時間45分を乗じた時間に教育職員勤務時間条例第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項及び第3項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

6 第1項第6号、第10号及び第12号から第15号までの規定による特別休暇で1時間を単位とするものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員であるものの勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数)
- (3) 再任用短時間勤務職員等又は育児短時間勤務職員等で同一勤務型職員以外のもの 8時間
(介護休暇)

第21条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号から第5号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
この項及び別表第2における「配偶者」について同じ。)
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第15条第1

項の教育委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(介護時間)

第22条 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(組合休暇)

第23条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第16条第2項の規定に基づき教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる機関とする。

(1) 登録職員団体(新潟市職員の職員団体の登録に関する条例(昭和41年新潟市条例第42号)の定めるところにより新潟市人事委員会に登録された職員団体をいう。以下同じ。)の意思の決定を行う機関

(2) 登録職員団体の執行権限をもつ機関

(3) 登録職員団体の監査権限をもつ機関

(4) 登録職員団体の役員を選挙するための機関

(5) 専門委員会等、特定の事項について調査及び研究を行い、かつ、当該登録職員団体の諮問に応ずるための機関

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第24条 教育職員勤務時間条例第9条において読み替えて準用する勤務時間条例第17条第1項の教育委員会規則で定める特別休暇は、第12条第1項第3号又は第7号に定める場合における休暇とする。

第 25 条 委員会は、療養休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第 28 条第 1 項において同じ。）の請求について、教育職員勤務時間条例第 9 条において準用する勤務時間条例第 13 条に規定する場合又は教育職員勤務時間条例第 9 条において準用する勤務時間条例第 12 条第 1 項各号（第 3 号及び第 7 号を除く。）に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第 26 条 委員会は、介護休暇又は介護時間の請求について、教育職員勤務時間条例第 9 条において準用する勤務時間条例第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次有給休暇の請求）

第 27 条 年次有給休暇を得ようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれによることができない場合には、その理由を明らかにし、遅滞なく請求しなければならない。

（療養休暇及び特別休暇の請求等）

第 28 条 療養休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第 20 条第 1 項第 3 号の規定による届出は、あらかじめ委員会に対し行わなければならない。

3 第 20 条第 1 項第 3 号に定める場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。

4 第 20 条第 1 項第 7 号に定める場合における休暇を取得しようとする女性職員は、あ

あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第29条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。

- 2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間（教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する指定期間をいう。）について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他委員会が定める場合には、委員会が定める期間）について一括して請求しなければならない。

(組合休暇の請求)

第30条 組合休暇の許可を受けようとする職員は、あらかじめ委員会に請求しなければならない。

- 2 第18条第2項の規定は、組合休暇について準用する。

(休暇の承認の決定等)

第31条 第27条の請求があった場合において、委員会は教育職員勤務時間条例第9条において準用する勤務時間条例第12条第3項の規定に基づき、請求された時季以外の時季に年次有給休暇を与える場合は、速やかに当該請求を行った職員に通知するものとする。

- 2 第28条第1項、第29条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、委員会は速やかに承認又は許可するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第29条第1項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

- 3 第28条、第29条第1項又は前条第1項の請求があった場合において、委員会はそ

の事由を確認する必要があると認めるときは，証明書類の提出を求めることができる。

(その他)

第32条 この規則に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の廃止)

2 新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例施行規則（平成10年新潟市教育委員会規則第7号）は，廃止する。

別表第1（第16条関係）

採用の月	日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日

3月	1日
----	----

別表第2（第20条，第21条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し，かつ，祭具等の継承を受ける場合にあっては，7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し，かつ，祭具等の継承を受ける場合にあっては，7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては，3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日